平成２２年（フ）第２１７６号
横浜市中区伊勢佐木町１丁目３番１号
破産者　株式会社オフィスジャパン
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１号
富山県氷見市幸町９番64号
破産者　氷見企画株式会社
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２２号
静岡県富士宮市中原町162番地日原アパート11号、前住所静岡県富士宮市阿幸地358､前々住所富士郡芝川町羽鮒1095番地の２、住民票上の前住所富士郡芝川町羽鮒1213番地の21
破産者　清　　仁實
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３７９号
岡山市南区築港緑町１丁目17番９号
破産者　藤原　秀夫
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３７号
愛媛県松山市恵原町甲716番地３
破産者　有限会社ステップ・ボーイ
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
熊本県球磨郡相良村深水927番地２
破産者　有限会社アイネット中九州
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第２２３号
群馬県高崎市中居町３丁目37番地６
破産者　有限会社イングリッシュアカデミー
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２４２号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田476番地
破産者　株式会社こんにゃく美人
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２４６号
東京都中央区湊３丁目４番10―1107号
破産者　金子ユディットこと　ＫＡＮＥＫＯ　ＦＵＭＩＯＮＥ
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第８５号
千葉県勝浦市浜勝浦69番地
破産者　久我しをり
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
盛岡市本宮字谷地144番地
破産者　株式会社ライズ
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５６４号
川崎市麻生区栗木台５丁目２番９号ＧＴハイムⅡ２Ｆ
破産者　有限会社アーバンコレクション
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３０９号
名古屋市北区若鶴町136番地
破産者　有限会社アットシーリング
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４８３号
名古屋市天白区福池１丁目７番地
破産者　株式会社大晃堂
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３７３号
大阪市鶴見区今津北２丁目10番18号
破産者　株式会社永岡産業
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０４４号
大阪市平野区加美北６丁目３番17号
破産者　有限会社アイザック
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９６１号
大阪府八尾市東太子１丁目１番24号
破産者　株式会社タナカ電機
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１４０号
大阪市中央区南久宝寺町３―３―３　心斎橋三都ビル４階、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区堂ケ芝１丁目３番24号
破産者　カムロ株式会社
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１５０号
大阪府高槻市天王町４番14の１号
破産者　有限会社ヴォマルシェエンタープライズ
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２５２号
大阪府東大阪市池之端町11番17号
破産者　大和石材工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８１号
神戸市中央区栄町通２丁目４番13号神栄ビルディング７Ｆ
破産者　株式会社ピュアメッセージ
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７３号
兵庫県尼崎市道意町３―６―１、商業登記簿上の本店所在地兵庫県尼崎市道意町３丁目７番地
破産者　株式会社兼濱工業
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係